

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び（2）」の次に「、2」を加える。

第27条中「調査し、審議する」を「調査審議する」に改め、同条に次の8項を加える。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - （1）都市公園又は都市景観に関し優れた識見を有する者
 - （2）市民
 - （3）前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 4 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表第2の2公園施設を設置する場合の表を次のように改める。

2 公園施設を設置する場合

区分	単位	使用料
（1）営利を目的とするもの	1平方メートル1月につき	43円以上
（2）その他	1平方メートル1月につき	43円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。